

# 東京都健康安全研究センターにおける 競争的研究資金の使用に関する行動規範

令和2年10月20日制定

東京都健康安全研究センター(以下「センター」という。)が行う競争的研究資金による研究は、競争的研究資金のもととなる税金によって支えられている。研究費の不正使用は、この税金が無駄になるばかりでなく、研究そのものの信頼を大きく損なうものであり、それを起こした研究者や所属する機関をはじめ、我が国の科学技術振興の体制を根底から揺るがしかねないものである。

こうしたことを踏まえ、センターにおける競争的研究資金の使用にあたって、信頼性と公正性を確保することを目的として、センターに所属する研究者、事務職員等(以下「研究者等」という。)の行動規範を定めるものである。

- 1 研究者等は、競争的研究資金が、センターが管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的研究資金の使用にあたり、関係する法令・通達、東京都及びセンターが定める諸規程、競争的研究資金の使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的研究資金を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究者等は、各競争的研究資金の特性や事務手続きを理解し、適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究資金の不正使用を未然に防止しなければならない。
- 6 研究者等は、競争的研究資金の使用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、競争的研究資金の取扱いに関する研修の受講等により、競争的研究資金の使用ルールの理解に努めなければならない。